

## 令和4年度事業計画（案）の変更について

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、<u>事業所カルテの積極的な活用など</u>、協会けんぽによる事業所支援等を<u>更に</u>拡充する。</li> <li>健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。</li> <li>保険者として、<u>事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</u></li> </ul> <p><u>【重要度：高】</u> 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、<u>コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>64,000 事業所以上とする</u></p>	<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。</li> <li>健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。</li> <li>保険者として、<u>事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。</u></li> </ul> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>57,000 事業所以上とする</u></p>
<p>③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉 ＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</li> </ul> <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</li> </ul> <p>＜加入者へのアプローチ＞</p>	<p>③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉 ＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</li> </ul> <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</li> </ul> <p>＜加入者へのアプローチ＞</p>

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</li> <li>・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</li> </ul> <p>＜その他の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、<u>特にそれらの支部において上記の各種取組を効果的に実施できるようバックアップする。</u></li> <li>・ ジェネリック医薬品の<u>安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ</u>、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p><u>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI：<u>全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。</u></p> <p>※ 医科、DPC、歯科、調剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</li> <li>・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</li> </ul> <p>＜その他の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。</li> <li>・ ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。</li> </ul> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が 80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>※ 医科、DPC、歯科、調剤</p>